

1. フリーランスの政策の方向性

- フリーランスについては、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手の増加などの観点からも、その適正な拡大が不可欠。このため、ルールの整備が重要。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、フリーランスの方に大きな影響。発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。
- こうした状況も踏まえ、政府として一体的に、以下のような政策を検討してはどうか。
 - ・ 取引条件が明確になっていないことが取引上のトラブルにつながるが多いため、発注事業者が契約書面を交付しない又は記載が不十分な契約書面を交付することが独占禁止法(優越的地位の濫用)上不適切であることを明確化してはどうか。
 - ・ 取引条件を明記した書面の交付は下請代金法上で義務付けられているものの、資本金1000万円以下の企業からの発注などの問題について、下請代金法の改正を含め立法的対応の検討が必要かどうか。
 - ・ 発注事業者が不当に取引条件の一方的変更や報酬の支払遅延・減額を行う場合があるため、独占禁止法(優越的地位の濫用)や下請代金法上問題となることを明確化してはどうか。
 - ・ 仲介事業者が取引条件の一方的変更を行う場合もあることから、仲介事業者とフリーランスの取引についても、独占禁止法が適用されることを明確化してはどうか。
 - ・ フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合は、契約形態にかかわらず、労働関係法令が適用されることを明確化してはどうか。
 - ・ 独占禁止法や下請代金法、労働関係法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインを内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定してはどうか。
 - ・ 発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、中小企業庁の取引調査員(下請Gメン)や公正取引委員会の職員の増員など、独占禁止法や下請代金法に基づく執行を強化する必要があるのではないか。
 - ・ また、ガイドラインの内容を下請振興法に基づく下請振興基準にも反映し、業所管省庁による執行を強化してはどうか。
- あわせて、フリーランスとして働く人の保護のため労働者災害補償保険の更なる活用を図るべきではないか。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題

- 高齢者の「通いの場」の閉鎖等により、高齢者の外出・運動や社会的交流の機会が減少していることを踏まえ、屋外におけるプログラムや、通いの場に通うことができない高齢者への訪問型の支援など、感染防止に配慮した支援の提供を進めるべきではないか。
- 感染リスクがある中で、医療、介護、障害等の分野で働く方が安全に就労できるよう、マスクや消毒液等の衛生用品の確保や換気設備の設置等を支援すべきではないか。
- 感染リスクを恐れて、病院・診療所や介護事業所等において利用を控える動きがあることを踏まえ、オンライン診療やオンライン面会、運動アプリなどの非接触サービスの利用を促進するため、介護施設や医療機関等におけるタブレットやWifi等の導入支援を強化すべきではないか。
- 高齢者も、テレワークによって安全に働くことができるよう、事業主によるテレワーク設備の導入や研修等を支援すべきではないか。
- 感染症への対応の長期化に伴い、生活不安やストレスによる児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害、自殺者の増加等が懸念されることを踏まえ、電話・SNSを活用した悩み相談等による相談体制の強化やこころのケアの充実、子ども食堂・子どもへの宅食などを活用した子どもの見守り体制の強化等を進めるべきではないか。
- 経済情勢の悪化に伴い、失業者の発生が懸念される中で、雇用調整助成金の拡充による雇用の維持やハローワークにおける就職支援、住居確保給付金等による住居・生活支援を強化すべきではないか。
- また、新卒者の就職活動への影響や内定取消し事案が懸念される中で、新卒応援ハローワークによる就職支援や内定取消しにあった学生への相談体制を強化すべきではないか。